**平成２９年度新庄市新製品開発支援事業費補助金公募要項**

**【補助事業の概要】**

本市中小企業者が新製品、新技術等の研究開発を行うために必要経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付します。

**【補助対象者】**

（１）市内に事務所、事業所を有する中小企業者であること。

　　　（個人事業主を含む。）

（２）製造業を主たる事業として営んでいること。

（３）市税の滞納がないこと。

**【補助対象事業】**新製品、新技術等を開発する事業

**【補助率・補助金額・補助対象経費】**

　　（１）補助率：１／２以内

　　（２）補助金額（上限）：１００万円以内

　　（３）補助対象経費

・原材料費及び副資材費　　・委託費及び外注加工費

・技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費

　（※技術指導等のための交通費及び宿泊費を含む。）

・性能検査費　　　　　　　・知的財産等関連経費

**【補助事業実施期間】**　交付指定日から実績報告提出日または２月末日まで

**【申請方法】**

　　　新庄市商工観光課　企業立地・商工振興室まで以下の書類とともに申請　下さい。

**※様式等は新庄市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。**

＜提出書類＞

（1）新製品開発支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）

（2）新製品開発支援事業計画書（様式第２号）

（3）新製品開発支援事業収支予算書（様式第３号）

（4）主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料

（５）市税の納税証明書

（６）前年度の決算書の写し

（７）その他必要書類等

**【募集スケジュール】**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募受付 | 平成２９年５月２９日（月）～６月２３日（金） |
| ヒアリング※１ | 平成２９年６月下旬（詳細は別途連絡します。） |
| 交付指定通知※2 | 平成２９年７月上旬 |
| 実績報告書提出※3 | 事業実施完了から３０日を経過する日または２月末日のいずれか早い日まで |
| 交付手続 | 実施報告書の内容精査の上、交付 |

※１　新規性・先進性、実現可能性、投資効果、事業に対しての取り組み姿勢等を総合的に判断し、決定します。

※2　結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

※3　実績報告書を基に、訪問の上、実績確認を行います。

**【問い合わせ先及び書類提出先】**

新庄市役所　商工観光課　企業立地・商工振興室

新庄市沖の町10-37

担当：柏倉・柿﨑

℡：0233-22-2111（内25８）

Mail：syoukou@city.shinjo.yamagata.jp